

議案第35号 小松島市地域下水道条例の一部を改正する条例について

小松島市地域下水道条例(昭和63年小松島市条例第20号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>(使用料及び算定方法)</p> <p>第13条 使用料の額は、毎使用月に使用者が排除した汚水1立方メートルにつき<u>105円</u>とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(使用料及び算定方法)</p> <p>第13条 使用料の額は、毎使用月に使用者が排除した汚水1立方メートルにつき<u>108円</u>とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>改正</p>